ILC稼働率目標90％の怪

毎月数十時間の残業が必須

GBSでは今年、「ILC稼働率が90％」という項目がPBCの目標設定に入れられています。しかし普通に国民の祝日や年末年始のIBM休日を休み、有給休暇を全て取得したら、それだけで残業をしない限り、90％の稼働率を得ることはできなくなります。組合が会社に稼働率90％の根拠を確認したところ、その回答は驚くべきものでした。

有給休暇取得は15日と想定

以下が会社の算定根拠です。

まず国民の祝日や年末年始のIBM休日を15日と想定しています。これらは土曜日と重なることがあるため、毎年一律ではありませんが、今年は19日あります。つまり4日は休日出勤をしなければならないのです。

さらにひどいのは有給休暇です。こちらも15日と想定しています。言うまでもなく、有給休暇は社員の勤続年数によって異なります。勤続25年以上の社員は毎年29日付与されますが、半分しか取得できないことになります。組合が「15日の根拠は何か」と質問したところ、「平均取得日数である」という、あきれた答えが返ってきました。有給休暇は稼働率の算定から外すべきものです。

本来、有給休暇は全て取得することができるようにするのが筋ですし、ましてや最初から全部取得しないことを前提にするのは異常としか言いようがありません。

さらに「38時間制事業所でありながら、週40時間の有料作業を想定している」「セクションミーティングやアドミなどの無料作業を考慮していない」などの問題もあります。

つまり最初から毎月数十時間の時間外労働を行わないと、達成できない目標設定になっているのです。会社は「稼働率は評価を決める大きな要素だが、稼働率だけで評価がきまるのではない」と詭弁を弄しています。確かに稼働率が高くても、評価が高くなるとは限りませんが、稼働率が低ければ間違いなく低評価です。そして組合は評価そのものではなく、「時間外労働をしなければ達成できない稼働率を、PBC目標として設定すること」そのものを問題にしています。

組合は労働基準監督署その他の第三者機関と連携して、稼働率問題を追及していきます。

がん検診の自己負担増

健保補助激減

40歳以上が5年に1度のサイクルで受診可能な国立がんセンターのがん検診という制度があります。IBM健保組合からは、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の受診時に補助金が出ます。2007年から始まったこのプログラムを利用して、2009年に国立がんセンターの「がん総合検診」を受診した際の自己負担金は3万6850円でした。

ところが、5年後の今年2014年の「がん総合検診のご案内」メールを見てその自己負担金の増額にびっくりしました。リピーター料金でもなんと5年前のほぼ3倍の9万7950円になっていたのです。（下表参照）

代わりに減らしたのが健保の補助金で、自己負担率は5年前の27％から78％に激増しました。

健保組合は、「医療費節減に寄与する検診プログラム等の疾病予防事業に重点をおいて実施してまいります」と事業計画で説明していますが、がん検診を促進することは費用対効果に見合わないと判断したのでしょうか。厚生省によると、がんは、昭和56年からずっと日本人の死因の第1位で、年間30万人以上が、がんで亡くなっており、生涯のうちにがんにかかる可能性は、男性の2人に1人、女性の3人に1人と推測されているとのことです。

みなさんのご意見をお待ちしております。

個人負担金の比較（国立がんセンターでの例）

	女性がん総合検診				
	個人負担金	2009年比	健保負担（補助）	2009年比	個人負担率
2009年	¥36,850		¥99,650		27%
2014年リピーター（5年後の再受診）	¥97,950	266%	¥27,550	28%	78%
2014年	¥115,590	314%	¥29,510	30%	80%
	男性がん総合検診				
	個人負担金	2009年比	健保負担（補助）	2009年比	個人負担率
2009年	¥26,930		¥72,820		27%
2014年リピーター（5年後の再受診）	¥77,340	287%	¥25,260	35%	75%
2014年	¥92,280	343%	¥26,920	37%	77%

首都圏事業所集約　不安の声広がる

「どこに移動させられるの？」

5月7日、首都圏の事業所集約についての発表が行われました。

発表の内容は、「当社は100億ドル規模の収益を上げる企業となることを目指し、変革を続けています。この実現に向けて、箱崎本社をお客様にIBMの総合力を示すClient Experience Centerとして機能強化することをはじめとした、首都圏事業所の再編と投資を進めていきます」というものです。具体的には首都圏の事業所を箱崎、幕張に集約するという内容です。しかしながら、その後の詳細発表がないため、移動により通勤不可能・通勤困難になるのではないか、と従業員に動揺が広がっています。

今回の再編では箱崎から幕張事業所へ移動する部門も出てきます。また目黒は2014年、晴海、渋谷（一部を除く）は2015年、さらに豊洲の東京ラボは、2015年末に箱崎に移動すると思われます。日本IBM本体のみならず、木場や東陽町に事業所を持つ子会社にも影響がでると思われます。

再編発表のみが先行したことで、この事業所集約は長時間通勤や単身赴任を強いられる従業員の犠牲の上で行われるのではないか、と疑問の声が上がっています。

組合は再編が可能であるとする根拠としての全体像や、移動先および入居フロアを明らかにすることを要求していきます。

都労委報告

さらなる給与減額に委員全員が唖然

再度の実効確保措置勧告を申し立て

6月12日の都労委において、委員全員が唖然とする事態が発生しましたので報告します。

給与調整額の個人への通知は、一般社員は6月下旬ですが、労使慣行で組合員については事前に通知してきます。今年は5月30日に賃金減額を通知して来ました。

この日、組合は減額した金額を示す一覧表を添付して、都労委に本件を報告したところ、委員全員が減額幅の大きさに唖然としていました。そして「実効確保措置勧告」を再度申し立てるように、中立な立場にある公益委員から提案してきました。組合は翌13日に申し立てを行いました。

組合は「賃金減額を強行したら、再度提訴する」旨、また、前号で報告している通り、都労委は「新たな裁判が始まったら、紛争が拡大したことになる」と明言していることを、それぞれ会社に伝えてあります。それにもかかわらず、賃金減額を通知してきたことは、都労委が出した「これ以上の紛争の拡大回避を求める」要望書を完全に無視するものであり、都労委の面目を潰すものです。

組合は最後まで賃金減額に反対していきます。

ちなみに、会社側弁護士は、会社が賃金減額を組合に通知したことを知らされていませんでした。人事と法務の連絡の悪さを象徴する出来事でした。

組合なんでも相談窓口担当者

事業所名	職場名	氏名	電話番号
本社	SO事業統括.LTS・ITSO事業戦略	杉野　憲作	1205-6550
本社	価格計画.S&D価格計画	石原　隆行	1205-6483
本社	SWG.グローバル・ライセンシング事業部.ELAソリューションズ	大場　伸子	1206-4650
幕張	TSDL.第一Lotus TS	田中　純	1819-4224
豊洲	TSDL.ISEL・System技術	大岡　義久	1801-2359
豊洲	PLM SS.設計・開発SOL SVC	本間　孝之	1209-0231
名古屋	GBS.インダストリアル・アプリケーション開発	板倉　浩	1205-2205
大阪	GFS.西日本グリーンファシリティSVC	山本　茂秋	1505-5420
大阪	西日本地区技術・技術推進	河本　公彦	1505-5204
●組合事務所電話	03－3583－9037　火、水、金10時～16時		
FAX	03－5562－0853		
e-mail	jmiu-ibm@i.bekkoame.ne.jp、HP http://www.jmiu-ibm.org/		

注）上記窓口は、事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ

東京法律事務所

03-3355-0611(代)
弁護士　水口　洋介、今泉　義竜、本田伊孝
http://analyticalsociaboy.txt-nifty.com/yoakemaeka/
東京都新宿区四谷一丁目2番地　伊藤ビル6F
労働問題以外の民事一般についても相談受け付けます
（お手数ですが電話により予約をお願いします）